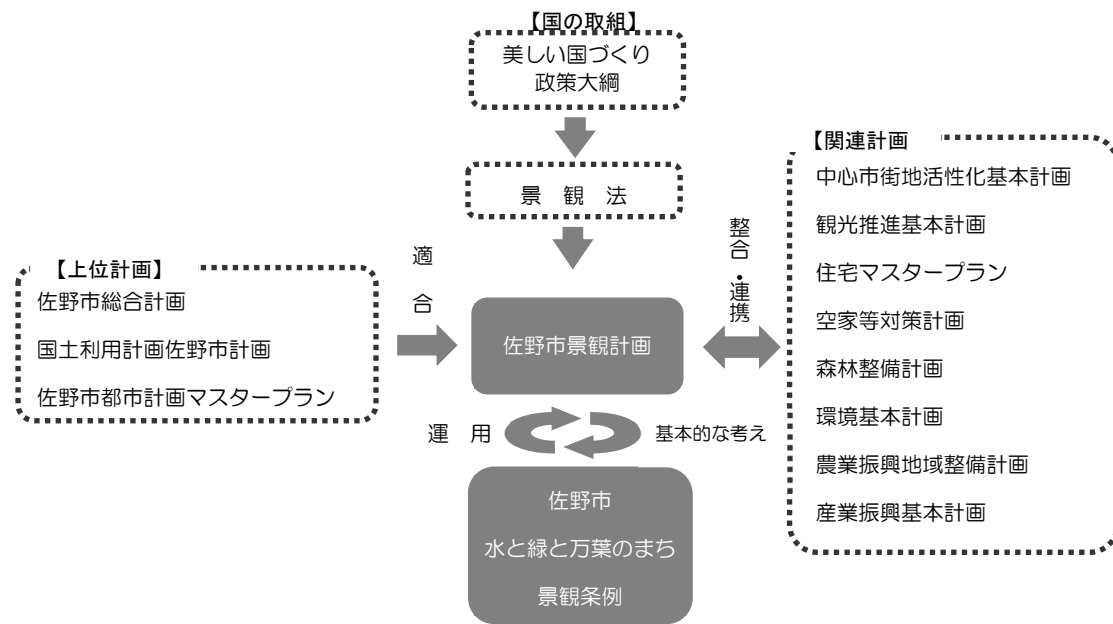


# 佐野市景観計画(改定版) 概要版

## 1. 計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく法定計画で、本市の良好な景観の形成に関する総合的な基本計画です。上位計画及び関連計画は次のとおりです。本市では、平成23年に策定し、運用してきました。



## 2. 主な改定箇所

### 1-1. 届出対象行為に「太陽光発電設備(地面に設けた架台又は支柱に太陽光パネルを設置したもの)等」を追加

目的: 山肌などへの太陽光発電パネルの設置の増加による景観への影響に対応するため

届出対象規模: 高さ4mを超えるもの又は事業区域面積が500㎡を超えるもの

景観形成基準:

市街地景観ゾーン

- 太陽光発電パネルは、反射をできる限り抑えたものを使用し、周辺と調和した色彩とする。
- 太陽光発電パネルを地面に設置する場合、道路際(道路から見える部分)の緑化等による修景を施す等、周辺景観に配慮する。

農山村・田園景観ゾーン、山岳森林景観ゾーン

- 太陽光発電パネルは、反射をできる限り抑えたものを使用し、周辺と調和した色彩とする。
- 太陽光発電パネルを地面に設置する場合、緑化等による修景を施す等、周辺景観に配慮する。

### 1-2. 景観形成重点エリアの指定

「駅前通り」「桐生岩舟線」「市道1級1号線」の沿線を、景観形成重点エリア(以下、重点エリア)に指定

目的: 3路線は多くの市民や来訪者が利用する道路であり、本市のシンボルロードとして役割を担っています。また、人口減少、少子高齢化が加速する中、まちなかの魅力を高めることが必要であり、その方策の一つとして、より重点的に、沿線の良好な景観形成を図るものです。

#### (1) 重点エリアの目標

佐野の“顔・表玄関”にふさわしい高質で品格のある景観づくり

駅前通り、主要地方道桐生岩舟線及び市道1級1号線の沿線は、広域的な道路ネットワークとしての位置づけや、佐野の“顔・表玄関”として、高質で品格のある景観づくりを目指します。

## (2) 重点エリアのゾーン別の基本方針及び指定区域

### ① 駅前通り沿線ゾーン

店舗や佐野駅、市役所など多くの人が来訪する場所であることから、「歩いて楽しい華やかな駅前景観の形成」を目指します。例として、店舗の1階部分はショーウィンドウ等により開放的な雰囲気としたり、店先へのプランターによる植栽、ベンチの設置、照明による夜間景観の演出などにより、歩いて楽しい華やかな空間を創出します。

### ② 桐生岩舟線沿線ゾーン

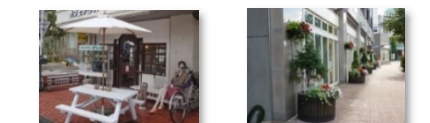
店舗や事業所のほか、日光例幣使街道の雰囲気を感じさせる見世蔵造りの建物もあることから、「魅力的で賑わいのある沿線景観の形成」を目指します。例としては、「駅前通り沿線ゾーン」と同じですが、文化財に登録されている建築物についてはその雰囲気を活かせるように配慮します。

### ③ 市道1級1号線沿線ゾーン

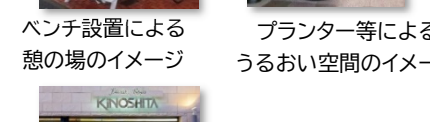
沿道は住宅が多いことから、「落ち着きとゆとりある沿線景観の形成」を目指します。例として、敷地内の緑化や生垣の設置により、潤いのある空間を創出します。また、アプローチライトなどの照明の設置に努め、夜間景観を演出します。



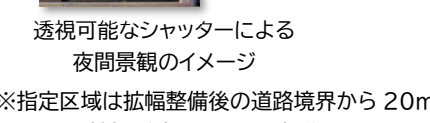
オープンカフェによる賑わいのイメージ



ベンチ設置による憩の場のイメージ



プランター等によるうるおい空間のイメージ



透視可能なシャッターによる夜間景観のイメージ

※指定区域は幅員整備後の道路境界から20mとなります。幅員が済んでいない部分については、都市計画道路の道路境界から20mとなります

## (3) 届出対象行為

届出対象行為		届出対象規模
建築物	・新築、増築、改築、移転のうち、建築確認申請が必要なもの ・外観変更の修繕、模様替え、色彩変更のうち、全体の面積の1/2を超える変更を行うもの	—
工作物	・別表1に記載する工作物を新設、増築、改築、移転する場合 ・別表1に記載する工作物の外観変更の修繕、模様替え、色彩変更のうち、全体の面積の1/2を超える変更を行うもの	別表1の届出対象規模のもの
都市計画法で規定する開発行為		当該行為の土地の区域面積が1,000㎡を超えるもの

### 別表1 重点エリアの工作物の届出対象規模

種別・内容	届出対象規模(高さ)
① さく、塀、垣(生垣除く)、擁壁等	1.5mを超えるもの
② 煙突、排気塔等	6mを超えるもの
③ 記念塔、電波塔等	4mを超えるもの
④ 広告板等	
⑤ 高架水槽、冷却塔、物見塔等	8mを超えるもの
⑥ 彫像、記念碑等	4mを超えるもの
⑦ 電気供給もしくは有線電気通信のための電線路または空中線の支持物	6mを超えるもの
⑧ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等	
⑨ 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	すべて
⑩ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラント等の製造施設	
⑪ ガス、石油製品等を貯蔵し、または処理する施設	
⑫ 自動車庫の用に供する施設	
⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	8mを超えるもの
⑭ 太陽光発電設備(地面に設けた架台又は支柱に太陽光パネルを設置したもの)等	
⑮ 穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設	
⑯ 街灯、自立式の外灯やガーデンライト等	1.8mを超えるもの
⑰ 自動販売機等	

#### (4)景観形成基準

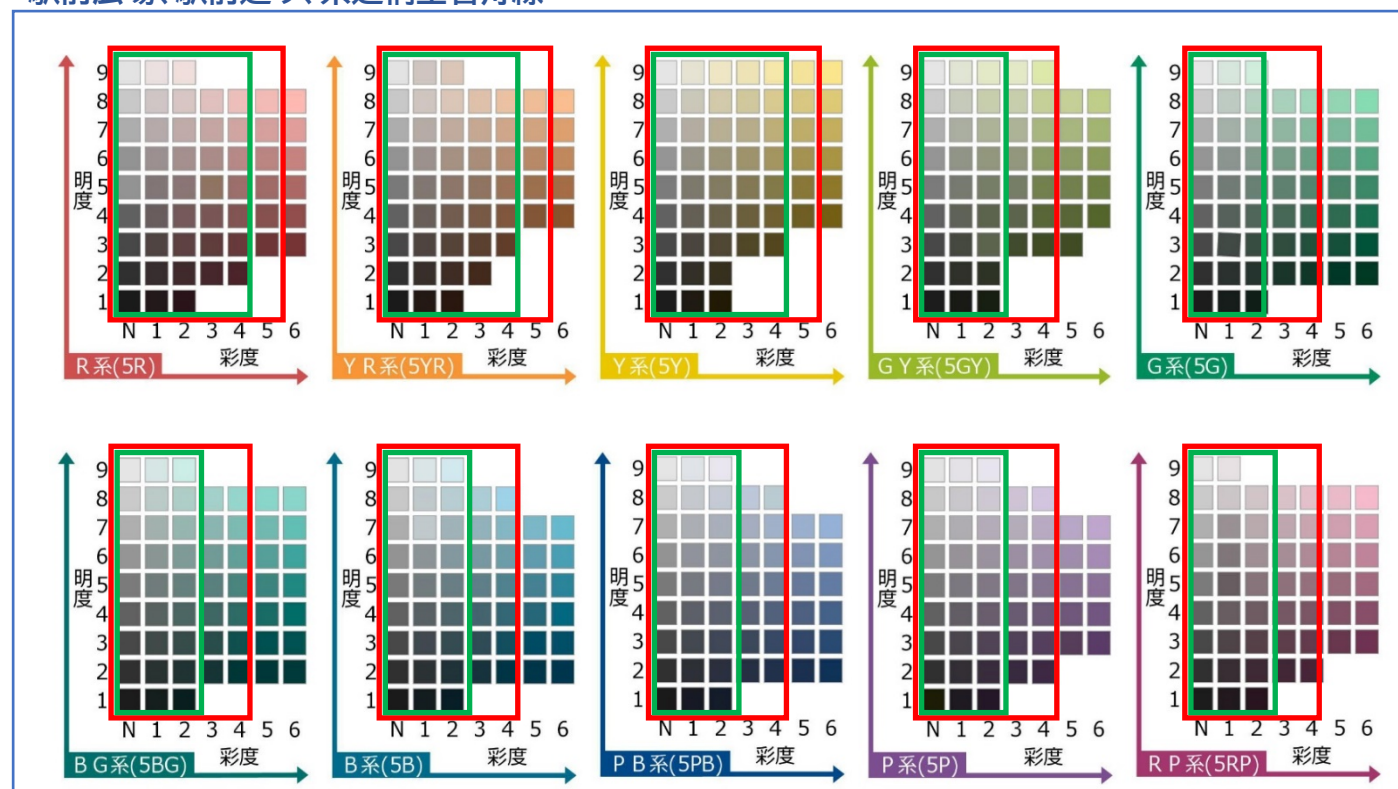
項目	佐野駅前通り、県道桐生岩舟線	市道1級1号線																								
敷地内の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>■駅前通りに面する建築物の壁面は80cm(桐生岩舟線に面する建築物の壁面は50cm)以上後退させ、ゆとりある空間を確保する</li> <li>■店舗等については道路側を建物の正面とした配置とするよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市道1級1号線に面する建築物の壁面は50cm以上後退させ、ゆとりある空間を確保する</li> <li>■→</li> </ul>																								
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■山並みが眺望できる場所では、市街地の背景に連なる山並みの稜線に配慮する</li> <li>■地域の特性に応じたまちなみに配慮した高さとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■→</li> <li>■→</li> </ul>																								
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■まちなみの統一感や連続性に配慮し、違和感なく周辺景観となじむように配慮する</li> <li>■単調な大壁面による圧迫感や威圧感を低減するために、壁面の意匠の工夫や分節化等に配慮する(注)</li> <li>■低層部の形態・意匠に工夫を施し魅力的な歩行者空間を創出するものとする(注)</li> <li>■店舗等の1階部分は、ショーウィンドウを設けるなど、開放的なつくりとし、賑わいの創出に努める</li> <li>■店舗等においてシャッターを設置する場合は、夜間(閉店時)でも業種を視認でき、店舗内の照明によりまちの賑わいを演出できるよう、グリルシャッターのような透視可能なシャッターとするよう努める</li> <li>■透視可能でないシャッターとする場合でも、店名や業種等を表す意匠をシャッターに描画するなど業種を視認でき、まちの賑わいを演出できるように努める</li> <li>■ストリートファニチャー、ベンチ及び植栽に工夫を施し、賑わいの創出に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■→</li> <li>■→</li> <li>■低層部の形態・意匠は、生活者や来訪者に落ち着いた雰囲気を与えるような工夫を施す(注)</li> </ul>																								
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、佐野市のシンボルロードとしての賑わいを感じさせながら、まとまりのあるまちなみ景観を演出するため、彩度を落とした色彩とし、右の表のとおりとする</li> <li>ただし、着色を施していない素材を用いる場合や、文化財保護法等※1に規定する文化財(建築物や工作物)を修繕等する場合、及び屋外広告物※2についてはこの限りでない</li> <li>■窓や壁面にハーフミラーやマジックミラー※3を用いる場合は、太陽光が直接当たらない箇所のみ用いる</li> <li>■太陽光発電パネルは、反射をできる限り抑えたものを使用し、周辺と調和した色彩とする</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR、Y</td> <td>1～9</td> <td>5以下 (屋根については4以下)</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>1～9</td> <td>4以下 (屋根については2以下)</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>1～9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	R、YR、Y	1～9	5以下 (屋根については4以下)	GY、G、BG、B、PB、P、RP	1～9	4以下 (屋根については2以下)	N	1～9		<ul style="list-style-type: none"> <li>■建築物の壁面、屋根及び工作物の色彩は、まとまりのあるまちなみ景観を演出するため、彩度を落とした色彩とし、右の表のとおりとする</li> <li>ただし、着色を施していない素材を用いる場合や、文化財保護法等※1に規定する文化財(建築物や工作物)を修繕等する場合、及び屋外広告物※2についてはこの限りでない</li> <li>■→</li> <li>■→</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR、Y</td> <td>1～9</td> <td>4以下 (屋根については3以下)</td> </tr> <tr> <td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td> <td>1～9</td> <td>3以下 (屋根については2以下)</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>1～9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	R、YR、Y	1～9	4以下 (屋根については3以下)	GY、G、BG、B、PB、P、RP	1～9	3以下 (屋根については2以下)	N	1～9	
色相	明度	彩度																								
R、YR、Y	1～9	5以下 (屋根については4以下)																								
GY、G、BG、B、PB、P、RP	1～9	4以下 (屋根については2以下)																								
N	1～9																									
色相	明度	彩度																								
R、YR、Y	1～9	4以下 (屋根については3以下)																								
GY、G、BG、B、PB、P、RP	1～9	3以下 (屋根については2以下)																								
N	1～9																									
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐久性、耐候性のあるもの、または年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料を使用する</li> <li>■地場産業の素材を採用するよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■→</li> <li>■→</li> </ul>																								
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋上に設ける設備(空調室外機、給配水管、ダクト等)は、外部から見えにくい場所に設置するか、目隠し等(ルーバー)により覆い、見えにくいように工夫する</li> <li>■外壁に取付ける空調室外機等の設備や配管等は、建築物と一体的な外観となるよう工夫するか、目隠し等により見えにくいようにする</li> <li>■商品や製品の搬入出口を直接公共空間に露出しないよう工夫する(注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■→</li> <li>■→</li> <li>■→</li> <li>■住宅、商業施設や工場の不用品等は公共空間から直接見えないように配慮する</li> </ul>																								
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■駐車場や駐輪場、電気室・機械室、ごみ置場等は、できるかぎり道路等から見えにくい部分に設置し、やむを得ず見える位置になる場合は、緑化や修景を施す(注)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■→</li> </ul>																								
かき、柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■開放的なつくりとするため、できる限りかき又は柵を設置しないよう努める</li> <li>■やむを得ずかき又は柵を設置する場合は、生垣や透視可能なフェンスとするよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■×</li> <li>■×</li> <li>■かき又は柵を設置する場合は、生垣や透視可能なフェンスとするよう努める</li> </ul>																								
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷地内に優れた大径木や樹木林がある場合は、保存または移植により修景に活かす</li> <li>■新たな樹木を植栽する場合は、周辺植生と調和した樹種を選定する</li> <li>■敷地内のオープンスペースや道路際等は、緑化等による修景を施す</li> <li>■太陽光発電パネルを地面に設置する場合、道路際(道路から見える部分)の緑化等による修景を施す等、周辺景観に配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■→</li> <li>■→</li> <li>■→</li> <li>■→</li> </ul>																								
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>■店舗等は照明の設置やショーウィンドウの演出などを行い、賑わいを創出する夜間景観づくりに努める</li> <li>■門扉・門柱周辺へのアプローチライトなどの照明の設置や演出を行い、周辺の住環境や夜間の安全な通行に配慮するよう努める</li> <li>■自立式の外灯やガーデンライトなどの照明は周囲の景観に調和したものとするように努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■×</li> <li>■→</li> <li>■→</li> <li>■店舗等で照明を設置する場合は、照明の向きや色合いを考慮し、住環境に配慮した照明計画とする</li> </ul>																								
ベンチ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■店舗等の店先への設置によるおもてなしの空間づくりに努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■→</li> </ul>																								
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設置位置や色、向きについて、周囲の建築物や工作物の配置や色彩との調和に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■→</li> </ul>																								

※ 法令等により、色彩や高さなどに制限があるものについてはこの限りではない  
 ※1 文化財保護法等…文化財保護法、栃木県文化財保護条例、佐野市文化財保護条例をいう  
 ※2 屋外広告物については、別途、栃木県屋外広告物条例に適合する必要がある。  
 ※3 ハーフミラーやマジックミラーとは、透過率が50%以下のもの。  
 (注) 小規模建築物等については、基準に適合するように努めるものとする

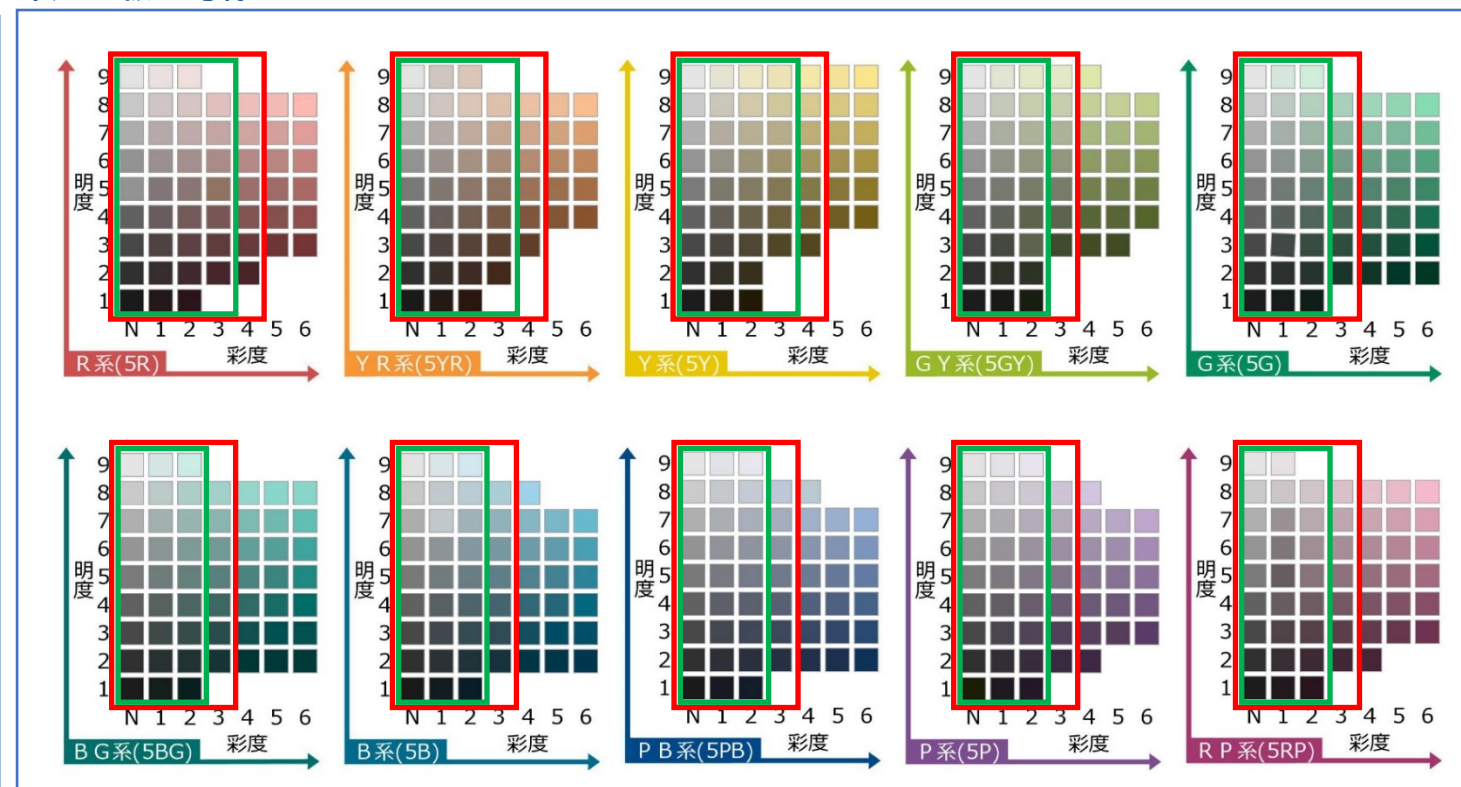


## (5) 色彩の適合範囲

駅前広場、駅前通り、県道桐生岩舟線



市道1級1号線



外壁及び工作物  
推奨範囲

屋根推奨範囲

## (6) 既存建築物の扱い

今後、景観形成基準が適用された時点において、既に建築済みの建築物や工作物は、景観形成基準に無理に合わせる必要はありませんが、建替えや改築等を行う際に、適合していただく必要があります。

### 1-3. 景観重要公共施設の指定

目的：道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、農地、森林等とともに、景観を構成する重要な要素の一つです。景観法では、景観上重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、景観上のルールである「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができます。





#### (1) 対象公共物

重点エリアの指定と一体的な景観誘導を図るため、重点エリアで対象とする道路の区域を景観重要公共施設に指定します。

## (2)整備に関する事項および占用等の許可基準

道路や道路上の設置物は、景観形成の方針に基づき、以下に従って設置します。

基準		整備に関する事項	占用許可基準
①	電柱、電信柱、電線は無電柱化(地中化、裏配線等)する。		○
②	周辺環境や既存の道路設置物、占用物との調和や整合性を図る。	○	○
③	高さや面積等は可能な限り最小化する。	○	○
④	設置間隔は可能な限り等間隔とする。	○	○
⑤	代替可能な場合は、より目立たないものを使用する。	○	○
⑥	集約化が可能なものは集約する。	○	○
⑦	絵やレリーフ等による過度な装飾はしない。色や意匠は路線ごとで統一または似ているものを使用する。	○	○
3路線共通の事項・基準	道路照明や車止め、電線共同溝地上器、信号機等の設置物の色や材質は、既存の色や「道路構造物等の塗装色基準について(技管第466号 平成31年3月27日)」を踏まえ、原則として、その全部または一部について青銅色の天明鋳物を使用するか、下記に示すマンセル値で塗装する。  ・道路照明、車止め、柵、信号機等 : (5BG 3/2)  ・電線共同溝地上器: (7.5GY 5/2)   ・道路標識や横断幕掲出物件の支柱や板の裏面については、原則として、ダークブラウン (10YR 2/1)とする。 	○	○
	⑧		

3路線共通の事項・基準	⑨	道路照明等にフラッグポールを設置する場合は、道路照明等の被設置物の色と同等の色とする。	○	○
	⑩	原則として、自転車通行帯やスクールゾーン等のカラー舗装については、通行帯の全幅ではなく一部(線状)とする等最低限とする。	○	○
	⑪	街路樹(中高木)については、既存のものを維持管理する場合を除き、新たな植樹は原則行わない。	○	○
	⑫	点字ブロックの色については、視認性の確保から黄色とする。	○	○
	⑬	駅前通り、主要地方道桐生岩舟線、市道1級1号線の3路線が交わる交差点では、それぞれの道路上の設置物や舗装の形態意匠の整合を図る。	○	○
駅前広場の事項・基準	⑭	舗装にあたっては、既存のもの(下記の写真と同等か類似のインターロッキングブロックや平板ブロック、アスファルト)を使用し、意匠の連続性を確保する。 	○	○
一般県道佐野停車場線(駅前通り)の事項・基準	⑮	舗装にあたっては、既存のもの(下記の写真と同等か類似のインターロッキングブロックや平板ブロック、アスファルト)を使用し、意匠の連続性を確保する。 	○	○
主要地方道桐生岩舟線の事項・基準	⑯	・旧例幣使街道であることや蔵造の歴史的な建築物も立地していることから、道路附属物や占用物の意匠は、落ち着いたシンプルなものとする。 ・舗装にあたっては、既存のもの(下記の写真と同等か類似のインターロッキングブロックやアスファルト)を使用し、意匠の連続性を確保する。 	○	○
市道1級1号線の事項・基準	⑰	・住宅環境に配慮した道路照明(反射型の街灯や色温度が3000~3500K程度)などにより落ち着きやゆとりある空間を創出する。 ・舗装にあたっては、下記の写真と同等か類似のインターロッキングブロックや平板ブロック、アスファルトを使用する。 	○	○

※ 道路法に基づく占用許可が不要な場合は対象外とする。

※ マンホール、仕切弁等対象外とする。

※ 電柱、電信柱、電線については、最終的に無電柱化されるまでに生じる新設、維持、修繕、更新については、①と⑧の項目は対象外とする。

※ 交通の安全に配慮する場合や、法令で仕様が定められている場合はこの限りではない。また、この基準以外に、既に定めた協定、基準等がある場合は整合を図る。